産業廃棄物処理委託契約書

排出事業者株式会社〇〇（以下「甲」という。）と最終処分業者株式会社△△（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の処理業務を乙に委託する件につき、本日以下のとおり産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条

甲が乙に処理を委託する産業廃棄物（以下、「本廃棄物」という。）は別表１のとおりとする。

2　本廃棄物の排出事業場は　別表2のとおりとする。

3　本廃棄物の処分場(以下「本処分場」という。)、方法、及び処理能力は別表3のとおりとする。

第２条

本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和✕年〇月〇日までの〇年間とする。ただし、期間満了の３０日前までに、甲又は乙が相手方に対して、期間の延長をしない旨を書面で通知しない限り、本契約はさらに〇年間更新され、以降も同様とする。

第３条

甲は、産業廃棄物であることを乙が確認できるようにするため、容器等で搬入する場合には「容器貼付用ラベル」を貼付するものとする。

2　本廃棄物の本処分場への搬入は●●株式会社(以下「丙」という。)が行う。

3　甲は、丙に本処分場内において、乙の指示に従うことを通知し、確約を得る。

4　甲は、甲の責任において産業廃棄物管理票に関係法令で要求される事項を、本廃棄物を本処分場に搬入するまでに、正確かつ漏れのないように記載しなければならない。

第４条

乙は、本廃棄物を確認するために、搬入時に検査を行うことができる。

2　乙は、本契約に基づく処理業務が終了した場合には、甲に対し速やかに業務終了報告を行う。

第５条

本廃棄物の処理費用は別表4記載の計算表にて計算し、甲は、乙の請求に基づき乙に処分料金を支払う。

2　前項の支払いは、毎月〇日を締日とし、毎月末日までに乙から請求された金額を、甲が翌月〇日までに乙指定の銀行口座に振込んで行う。振込手数料は甲の負担とする。

※業務を行った日から60日以内の期日を設定してください

第６条

乙は、本廃棄物を、関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

２　乙が、前項の業務の過程において、関係法令等に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償する。ただし、その原因が甲にある場合はこの限りではない。

第７条

乙は、本契約における業務を、第三者に再委託してはならない。

第８条

甲及び乙は、本契約期間中および契約期間終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を、相手方の許可なく第三者に開示してはならない。

第９条

当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、履行を催告した後〇日が経過してもなお履行しない場合は、他方当事者は、３０日前までの予告により本件契約を解除することができる。

2　甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、３０日前までの予告により本契約の全部または一部を解除することができる。

　①

　②

　③

　　　・・・・・

第１０条

甲又は乙は、本契約違反もしくは、第9条に基づく解除により損害を被ったときは、相手方にその損害の賠償を求めることができる。

第１１条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の各号の事項を確約する。

⑴ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

⑵自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が 反社会的勢力ではないこと。

⑶反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第１２条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１３条

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印